

短期利用居宅介護

小規模多機能ホームいしい和泉

短期利用居宅介護とは居宅介護支援事業所を変更せず、今まで受け持たれていた介護支援専門員様が居宅変更をせず、一定の条件のもと一時的に小規模多機能型居宅介護を利用することができます。

ご利用条件

- (1) 小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満であること。
(2) 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、利用者を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認める事。
(3) 小規模多機能居宅介護事業所介護支援専門員が短期利用居宅介護を提供しても登録者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認める事。
- 短期利用居宅介護の開始に当たっては、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上介護を行う家族等の疾病等ややむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
- 短期利用居宅介護の利用に当たっては居宅介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画書の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、該当小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

(介護予防) 短期利用居宅介護費 (1日あたり)

	要支援1 (介護予防)	要支援2 (介護予防)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額	424円	531円	572円	640円	709円	777円	843円

※自己負担が2割の方は、上記金額の2倍になります。(3割の方は3倍になります。)

※上記の合計金額に、介護職員等処遇改善加算Ⅱとして14.6%が加わります

上記の基本報酬とは別に介護保険給付対象外のサービスが加わります。

- ① 食事代 朝食 400円
昼食 650円
夕食 550円
- ② 宿泊費 一泊 2,000円
- ③ 交通費 送迎に関わる費用無料 実施地域内(松山市内)
- ④ おむつ代 実費
- ⑤ レクリエーション代 材料代の実費